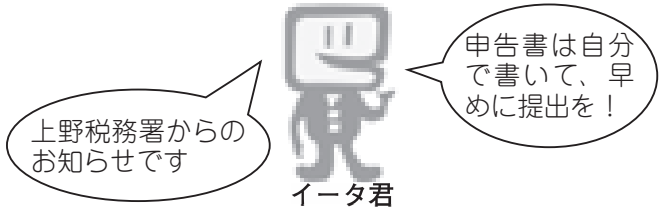


税

**所得税
市・県民税**
の申告期間が
はじまります



平成21年分所得税の確定申告および平成22年度市・県民税の申告についての申告会場を設けます。上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けていますので、お早めに申告していただきますようお願いいたします。合同申告会場は昨年と同様、『ゆめドームうえの』となっています。

※「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所」は、申告会場ではありませんのでご注意ください

所得税、市・県民税合同申告会場		税理士による無料相談	
■開設期間	2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日曜日、祝日を除く	【と き】	2月16日(火)～19日(金) 午前9時30分～午後4時
■開設時間	午前9時～午後5時(ただし、会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります。)	【ところ】	ゆめドームうえの(会場内)
■申告会場	ゆめドームうえの 第2競技場		
■その他	申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。また、伊賀市役所、各支所、各地区市民センター(上野支所管内)と「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。詳しくは広報いが市2月1日号で掲載します。		

市・県民税申告会場

と き	ところ	
2月 9日(火)・10日(水)	青山福祉センター教養娯楽室2	※いずれも受付時間は午前9時30分～正午と午後1時～4時(ただし、会場の混雑状況によって、終了時間前に受付を締め切ることがあります。)
2月17日(水)・18日(木)	阿山保健福祉センター1階ホール	
2月24日(水)・25日(木)	島ヶ原支所2階会議室	
3月 3日(水)・ 4日(木)	いがまち保健福祉センター研修室	
3月10日(水)・11日(木)	大山田農村環境改善センター多目的ホール	

※会場は、毎年かなりの混雑で、ご来場の皆さんにご迷惑をおかけしており、今年もかなりの混雑が予想されます。なるべく合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いいたします

■ あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

平成22年1月1日現在伊賀市に	▶ 住んでいる人	▶ 平成21年中に所得があった人	▶ 所得が給与のみの人	▶ 給与を支払報告書が勤務先から提出済みの人	▶ 申告不要	
				▶ 給与を支払報告書が勤務先から未提出の人	▶ 申告必要	
				▶ 給与を2カ所以上から受けた人	▶ 申告必要	
			▶ 所得が公的年金のみの人	▶ 公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	▶ 申告不要	
				▶ 上記の人のうち社会保険料控除などを受ける人	▶ 申告必要	
				▶ 公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	▶ 申告必要	
					▶ 営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	▶ 申告必要
					▶ 医療費控除などを受けようとする人	▶ 申告必要
					▶ 伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	▶ 申告不要
					▶ 伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	▶ 申告必要
	▶ 住んでいない人		▶ 伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人	▶ 申告必要		

※平成21年分の所得税の確定申告書を提出される方は、市・県民税の申告書を提出する必要はありません

住宅借入金等特別税額控除の申告が不要となりました！

平成19年度の税源移譲により、平成20年度から所得税で引ききれなかった住宅ローン控除額を市・県民税から控除する制度が設けられています。

対象となる方がこの控除を受ける場合、平成20年度、21年度については『住宅借入金等特別税額控除申告書』を提出する必要がありましたが、平成22年度から給与所得者で、かつ会社で年末調整を受けている方については、自動的に市・県民税の控除が受けられるようになりました。

対象者は、平成11年から18年までに入居された方、または平成21年から25年までに入居された方で、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、かつ

- 所得税から引ききれなかった住民税額がある場合です。
- なお、年末調整をしていない給与所得者や、給与所得者でない方、事業所得がある方などについては、確定申告をすることで、自動的に住宅借入金等特別税額控除を受けることができます。
- ※この控除を初めて受ける場合には、まず確定申告が必要となります
- ※確定申告や年末調整の手続きは、今までと変わりありません
- ※市・県民税の住宅ローン控除額については、6月頃に通知される納税決定通知書でご確認ください

住宅借入金等特別税額控除とは？

平成18年度まで、住宅ローン控除は所得税のみの制度であり、住民税には適用がありませんでした。しかし、税源移譲で所得税が減額されることにより、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり、今まで控除できていた分について所得税から控除しきれなくなる場合があります。このことに伴い、平成11年から18年までに入居された方は、税源移譲による影響額を住民税の所得割から控除することができる制度です。また、平成21年から25年までに入居された方についても、同様にこの控除を受けることができますようになりました。

源泉徴収額は0円のときのみ、住宅ローン控除が適用になる場合があります。

居住年月日 平成17年6月1日

「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載され、この金額が「住宅借入金等特別控除額」よりも大きい場合が対象になります。

★確定申告書用紙の送付について

昨年の確定申告で、e-Taxを利用して申告された方や、申告会場でパソコンによる電子申告をされた方、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出された方については、電子申告の推進およびペーパーレス化の促進のため、今年から確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。

なお、申告書の送付の有無にかかわらず、確定申告が必要となる方は、お早めに申告していただきますようお願いいたします。

★e-Taxの利用・電子申告を推進しています

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」が便利です。パソコンの画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税や消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成した申告書などは、そのデータを利用して、「e-Tax」（電子申告）をすることができます。

また、作成した申告書などは、プリンターを使って印刷した「書面」により、税務署に提出することもできます。

還付の手続きも早く、計算間違いもありません。e-Taxの利用・電子申告の利用をお願いします。

◎国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます

【申告書の送付先・問い合わせ】

●所得税の確定申告

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地 上野税務署 ☎21-0950

※確定申告に関するお問い合わせ専用窓口「確定申告テレフォンセンター」が、1月25日（月）から、3月15日（月）まで開設されます。上野税務署（☎21-0950）にかけて、番号『0』を選択してください

●市・県民税の申告 〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市役所課税課市民税係 ☎22-9613 FAX 22-9618